

育児支援ヘルパー派遣事業の利用に関する注意事項

1 育児支援ヘルパーでは、次のことを禁止しています。

- ① 日常の食事や生活必需品の買い物の範囲を超える金銭を取り扱うこと。(預貯金の引き出し等)
- ② 利用者宅のカギを預かること。
- ③ 保護者が不在時に乳児やその他の子どものみでの利用者宅で業務を行うこと。
- ④ 贈答品や金銭のお礼を受け取ること。
- ⑤ 茶菓等のもてなしを受けること。
- ⑥ 利用者宅で食事をする事。
- ⑦ 業務外に利用者と個人的な付き合いをすること。
- ⑧ 政治、宗教、営業等の勧誘を行うこと。
- ⑨ サービス提供を通じて知り得た利用者の情報を口外すること。

2 育児支援ヘルパーは以下の業務は行いません。

- ① 医療行為
お子さんへの投薬、点眼や塗り薬を塗ることなど
- ② 利用者の「日常生活の援助」に該当しない業務
 - a) 草むしりや庭木の剪定、ペットの世話・散歩などヘルパーが行わなくても日常生活に支障が生じない業務
 - b) 家屋の修理や大掃除、ペンキ塗り、家具の移動など、日常的に行われる家事の範囲を超える業務
 - c) 市外への買い物や用事
 - d) お子さんとヘルパーのみでの外出
 - e) お子さんの保育園や幼稚園への送迎
- ③ 産前のヘルパー派遣中に産気づいた場合の病院への付添い

3 利用時間

- ① 午前8時30分から午後6時までの間の2時間以上4時間以内
ただし、1日1回に限る。
- ② 利用時間が2時間未満の場合は、2時間分の利用料となります。

4 キャンセル等について

- ① 派遣日の変更・キャンセルについては、すみやかに委託事業者まで連絡をしてください。
 - a) NPO法人たすけあいワーカーズなかよし事務局 電話：3480-2553
 - b) 株式会社ベアーズ 電話：0120-552-445
- ② 次の場合はキャンセル料がかかります。
 - a) 派遣予定日前日（ただし、前日が日曜日・祝日の場合はその前日）の午後6時以降のキャンセル…1日当たり1,000円のキャンセル料
 - b) 派遣日当日の無断キャンセル…1日当たり3,000円のキャンセル料